

コスタリカ経済定期報告(2020年4月)

2020年5月

在コスタリカ日本大使館 経済班

※出典：コスタリカ中央銀行(BCCR)、財務省、貿易省(COMEX)及び貿易振興機構(PROCOMER)(2020年2月－2020年4月分値)。主な出来事については当地新聞記事¹⁾による。

1 主要経済指標

	2019年	2020年		
		2月	3月	4月
累積輸出総額 FOB(100万ドル)	11,452.8	1,865.5	3,021.3	n.a.
累積輸入総額 CIF(100万ドル)	16,108.7	2,580.1	3,861.6	n.a.
貿易収支(100万ドル)	▲4,655.9	▲714.6	840.4	n.a.
財政収支対 GDP 比(%)	7.0	n.a.	n.a.	n.a.
消費者物価指数(CPI:2015年6月を100とする)	106.11	106.54	106.50	n.a.
為替(通貨はコロン・1米ドルあたり中値・月末値)	576.5	569.1	583.4	571.4
政策金利(%)	2.75	2.25	1.25	1.25
基本預金金利(%)	5.75	4.80	4.15	3.90
外貨準備高(100万ドル)	8,912.3	8,102.1	8,032.9	8,481.9

2 財政

●新型コロナウイルス感染拡大の地方財政への影響

現在コスタリカ政府が、今般の新型コロナウイルス感染の対策費用を確保するために、財政改革法の定める年間予算増加率 4.67%の上限の一時的な撤廃を検討しているなか、地方自治体もそれに追随する動きを見せ始めている。4月29日、国会の臨時議場として利用されている子供博物館に、ジョニー・アラヤ・サンホセ市長を含む約20人の市長が集結し、国会に対し、新型コロナウイルスの感染拡大対策のために財政改革法が各自治体に課している前年からの予算増加率の制限や、統一公共調達システム(SICOP)を通じての公共調達の義務を撤廃する法案の可決を求めた。

この動きに対し、会計検査院からは、非常事態を理由に不要な予算計上や不明瞭な用途の増加への懸念を示されている。しかし、当初は消極姿勢を見せていた政権与党の市民行動党(PAC)も、これらの懸念を回避可能な法案内容に修正されたとして賛成の意向を示している。

●新型コロナウイルス対策の財源の一つとしての公務員給与削減の可能性

政府は新型コロナウイルス対策費用の財源の一つとして、2020年度の公務員給与のうち、年次昇給(anualidades)分の85億米コロン(約1,600万米ドル)を凍結し、転用可能にする法案の提出を検討中。しかし、主要野党内では依然として党内の意見の一本化がなされていない。

¹⁾ ラ・ナシオン紙、エル・ディアリオ・エクストラ紙、ラ・レプブリカ紙、エル・フィナンシエロ紙等

いことから、同法案の審議入りには時間を要する可能性がある。現時点では、医療、衛生に関わる機関(社会保険庁や保健省)、警察などの治安当局職員は対象外となっている。

民間だけでなく公的セクターも相応の負担を担うべきという意見がある一方、住民擁護庁からは、年次昇給の支払い停止ではなく、今後国内経済が安定化した時点でまとめて支払うという延期案も提案されている。

●新型コロナ禍での観光セクター救済策

4月末、国民解放党(PLN)の Roberto Thompson 議員により、新型コロナウイルスの感染拡大の終息後の国内観光の活性化を目的に、2020年内及び2021年の祝日を金曜日に設定すること、そして財政改革法の定める2020年7月1日以降の観光サービスへの付加価値税(段階的な経験税率が適用される予定)の課税を2年間延期することなどが盛り込まれた法案が国会に提出された。2018年12月から施行している財政改革法は、2020年7月からの観光サービスへの軽減税率4%での付加価値税(本来は13%)の課税を定めている。現在、政府も同措置の可能性を分析中。

他方、国内の経済界からは、今般の新型コロナウイルス感染拡大の国内経済への影響を考慮し、一時的に付加価値税を現行の13%から6%への引き下げ措置が提案されている。

3 対外経済

●新型コロナ禍での食肉産業における対中国輸出拡大への期待

今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響が国内の農牧畜業に広く及んでいるなか、牛肉生産に関しては中国における経済活動の一部再開に伴う対中国輸出の復調、及び当国市場での堅調な需要により、現時点ではその影響が限定的にとどまっている。

実際に、2020年の第1四半期の肉牛出荷頭数は9万9,662頭と、対前年同期の9万5,681頭から4千頭近い増加を記録している。この安定需要により、市場での雄牛の1キロ当たりの価格は昨年7月以降2,000コロン(約3.5米ドル)の水準を維持している。

他方、豚肉に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響以外にも、昨年以降に輸入量が増加したこともあり、国内では供給過多となっている。最新数値では、1キロ当たりの価格が1,150コロン(約2米ドル)となっており、これは2019年の平均価格1,434コロン(約2.5米ドル)より約25%低くなっている。豚肉に関しても、今年2月に開始された対中国輸出の拡大を通じて、今後その価格が安定化することが期待されている。

●新型コロナウイルス感染拡大の輸出への影響

2020年第1四半期のコスタリカの輸出額は医療機器(対前年比23%増)、農産品(同7%増)、食品(同4%増)などの輸出増もあり、全体では対前年同期比で約10%の成長となる30.52億米ドルを記録した(約3割の10.19億米ドルを医療機器が占める)。

しかし、既に新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、欧米市場への流通が減少していることから、観葉植物や花卉類(最大90%の減少)、メロン・スイカ(最大40%の減少)、食品(最大30%減少)、パイナップル(最大40%減少)などの輸出は減少傾向を見せ始めている。パイナップル協会(CANAPEP)は今後の販路として、中国を含むアジア市場へのシフトチェンジも検討している。

●新型コロナ禍でのコメの輸入増

経済産業通商省(MEIC)及び農牧省(MAG)は、今後新型コロナウイルス感染拡大の影響により国内の食料供給に支障が生じる可能性と、将来的に同品目の国際価格が上昇する可能性を念頭に、2020年内の必要な量を確保するため、外国産のコメ6万634トンに関税率6.5%(本来は35%)で緊急輸入する政令を公布した。今後、同政令は大統領の署名をもって施行され、国内の取扱業者による調達が実施される。

4 国内経済

●政府による新型コロナウイルス感染拡大を受けての経済政策(4月時点)

今般の新型コロナウイルスの国内での感染拡大を受け、当国政府が既に実施または検討中の主な緊急経済対策の概要は以下の通り。

実施中の対策

(1)保護給付金(Bono Proteger)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて失業や収入が減少したことを証明可能な労働者を対象とした給付金。3月から5月にかけて対象者(通常収入が月額75万コロン未満などの条件つき)に毎月12.5万コロン(約220米ドル)。失業者または就労時間の短縮による所得減少率が50%を超える人々)、または毎月6.25万コロン(約110米ドル。就労時間の短縮による所得減少率が50%以下)を支給する。受給対象者となるのは基本的に月額所得が75万コロン(約1,300米ドル)未満の人々。4月末時点での申請者は約45万人に達しており、既に一部の人々への支給が開始されている。

(2)一部税の納税猶予措置

主に法人や事業主が対象。今般の新型コロナウイルスの感染拡大の経済活動への影響を証明可能な納税者は、4月から6月にかけて発生する付加価値税、法人税、奢侈税、関税の納税義務が猶予される。猶予が認められた場合、2020年末までに猶予分の納税が義務づけられる。

(3)従業員の就労時間の短縮措置

失業者の増加を防ぐための措置として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により企業収益が対前年同月比20%から60%未満まで減少したことを証明可能な場合、雇用主が従業員の就労時間を最大で50%減らすことが可能になる。また、収益が60%以上減少した企業に関しては、労働者の就労時間を最大75%減らすことが可能になる。その他の緊急経済対策と同様に3カ月間(4~6月)の時限付き(状況次第で延長も検討)。

(4)失業保険(FCL)の支給

本来は失業者のみに支給される失業保険(Fondo de Capitalización Laboral)を、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により就労時間の削減から給与所得減を余儀なくされている人々も受給可能となった。4月25日時点での申請件数は8千件を超えている。

検討中の対策

(1)金融機関からの融資返済猶予

自動車、住宅、教育、クレジットカードローンなどの個人向け融資の利用者が対象で、最長の返済猶予期間は60日間(変更可能性あり)が検討されている。同措置が適用された債務者は、本来の融資期間の終了とともに、個別の猶予期間に合わせて猶予分の返済が義務付け

られる

(2)家賃やテナント料の支払い猶予

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業主などを対象に、家賃やテナント料の支払いの猶予期間を設けるための法案が審議中。現時点では、①収入ゼロになった場合は全額の猶予も可能、②収入の減少率が50%以上なら賃料も半額以下に設定可能、③収入の減少率が20%以上50%未満ならば各ケースに見合った賃料を設定可能な3パターンが想定されている。猶予を与えられた人々は2021年1月末までに猶予分の清算が義務付けられる。最大猶予期間は3カ月間となる見込み。

(3)国際通貨基金(IMF)からの緊急融資

4月17日、ロドリゴ・クベロ中央銀行総裁は、新型コロナウイルス対策費用としてコストリカがIMFのThe Rapid Financing Instrument (RFI)から調達予定の融資額が5.08億米ドルであることを明らかにした。その他中米諸国による同枠組みを通じた融資額は、エルサルバドルが3.89億米ドル、パナマが5.01億米ドルとなっている。

●電気料金支払いの猶予措置

新型コロナウイルス感染拡大により経済的な打撃を受けている家庭、企業、事業主向けに、電力公社(ICE)をはじめ、首都圏に電力を供給している配電公社(CNFL)やサンカルロス電力協同組合(Coopesca)などが、3～5月の電気料金支払額の半額分の支払い猶予措置(7月から12月にかけて清算)を設けることを決定した。これまでに、全国で6,700名の利用者(企業含む)からの申請が確認されている。

●新型コロナウイルス感染拡大の地上デジタルテレビ放送への影響

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、当初は本年8月14日までと設定されていた国内での地上デジタルテレビ放送への完全移行時期に変更が生じる可能性が出てきた。その要因として、今般の非常事態を受け、国内の関連業者の通常営業が縮小を余儀なくされていることや、国外からの関連機器の調達に遅れが見込まれることなどが挙げられている。

延期の場合、想定される完全移行達成のタイミングは今後の新型コロナウイルス対策の状況次第ではあるが、他方で2021年末には翌年の大統領選や国会議員選を控えているため、同年上半期を目安に検討される可能性が高い。現在、科学技術通信省(MICITT)は現在、関連業者への問い合わせを通じた実態把握に努めている。

●当国でのローリングス社の人員削減

4月21日、米国メジャーリーグの使用球を製造するローリングス社のコスタリカ工場は、米国での新型コロナウイルスの感染拡大により同リーグの今季開幕の目途が立っていないことを受け、これまでの500名の従業員のうち、190名の解雇を決定した。

一時的な雇用関係の凍結により従業員が無給状態に陥るよりは、解雇に伴う補償支払いのほうが従業員のためになると判断した結果であると同社は説明した。そのうえで同社は、現時点でのコスタリカ工場自体の閉鎖は検討されていないことも明らかにした。

●Movistarの運営権を巡る契約の破棄

4月29日、Telefónica社(スペイン系)は、2019年2月にMillicom社(スウェーデン系、

Tigo ブランドで事業展開)との間で合意に至っていた当国における携帯電話サービス「Movistar」の運営権の売買契約(総額 5.7 億米ドル)に関し、現時点で Millicom 社による支払いが果たされていないと主張し、契約内容の遵守を求めてニューヨーク州裁判所に訴訟を起こす意向を表明した。

これを受け、Millicom 社側は、当国における会計検査院などの規制当局による認可手続きが一部終了していないことが未払いの要因だと主張し反論した。

4 月 30 日には、Millicom 社は同契約の破棄の可能性を示唆するも、その第一の要因としては、前日に Telefonica 社が発表した訴訟ではなく、今般の新型コロナウイルス感染拡大による負の影響下(同社の第 1 四半期の収益は対前年同期比で 17.1%減を記録)での自社投資戦略の変更を挙げた。また、Millicom 社は、元々の両社間の取り決めにおいて、2020 年 5 月 1 日までに当国内での認可が下りない場合には両社とも契約を破棄できることになっているとの主張も展開した。その後 5 月 2 日に、Millicom 社は正式に Telefónica 社との契約を破棄する意向を表明。そのうえで Millicom 社は、本件は今後法廷で争われるものであり、メディアや政府を巻き込んだ話題にするべきでないとの見解を示した。

他方、本件に関し当国の規制当局及び科学技術通信省(MICITT)は、Millicom 社が主張するような認可に関するペンディング事項は存在せず、今年 3 月には既に両社間の契約内容が実施されるための環境は整っていたとし、同社と異なる見解を示している。

(了)